

第 1 号様式別紙 2

貸与料金の算定根拠明細書

富里市長 五十嵐 博文 様

リース事業者 住 所
名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号

リース先 住 所
氏 名
電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対 象 設備	リ ー ス 期間 (月数)	補助金額 (円)			リース料総額 (円) ※前払金を含む、税抜き金額		
		富 里 市 補 助 金 (a)	国 の 補 助 金 (b)	合計(c) ((a)+(b))	補 助 金 な し の 場 合 (d)	補 助 金 あ り の 場 合 (e)	差 額 (f) ((d)-(e))

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結した上で提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・富里市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。